

2020年 8月24日

大分県知事

広瀬 勝貞 様

日本労働組合総連合会大分県連合会
会長 佐藤 寛人

2021年度予算編成に関わる要請書

貴職におかれましては、大分県政の発展と県民福祉の向上、とりわけ「安心・活力・発展」の大分県づくりに向けて日夜ご努力されていますことに対し深く敬意を表します。

さて、日本経済は当初、「基調はゆるやかに拡大、先行きも2021年度までの見通し期間を通じて、拡大基調が続く」とされ、大分県経済についても「総じて横ばい圏内の推移が続き、実質経済成長率は+0.3%と2年ぶりのプラス成長となる見通し」との見解が示されていました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大による政府・自治体の自粛要請等は、社会生活・経済・産業政策・雇用など多方面に大きく影響が及んでおり、未だ終息が見通せない中で、生活困窮・事業継続危機は広がりを見せています。リーマンショック以上とも指摘されているこの経済危機に対して、迅速な対応が求められていることはもちろん、本年7月に発生した豪雨災害など多発する自然災害への対応についても、復旧・復興へ向けた早急な対応と同時に、未然防止の果敢な政策的対応が求められます。

大分県として、行財政改革を進めているところではありますが、こうした将来への見通しが極めて立ち難い今回の危機の特徴を踏まえれば、一時的な措置として、生活困窮と景気悪化を防ぐための積極的な財政措置をはじめとする総合的な対策が必要不可欠です。

連合大分はこうした認識に立つとともに、働く者や生活者、県民の立場から、経済・雇用・生活の安心・安定の確保に向けた対策として、今般、「2021年度当初予算編成に関わる要請書」の取りまとめを行いました。つきましては、働く者の立場からの政策制度要請として真摯にお受け止めいただき、2021年度の予算編成および政策運営において反映いただくよう、以下のとおり要請申し上げます。

以上

2021年度 当初予算編成に関わる大分県要請（最重点要請）

1. 大規模災害発生に備えた防災・減災対策の充実

近年、頻発化・激甚化している水害や土砂災害への対応については、過去の経験から想定される対策のみならず、今後、起こりうる豪雨等の気象現象にも対応できる抜本的な治水対策等が求められている。具体的には、2019年9月に発生した台風15号では、千葉県において大規模停電が発生し、日常生活に欠かせない石油・電力・ガス・水道・交通インフラなど地域の生活や経済社会を支えるライフラインの重要性を改めて認識させられたところである。したがって、これらライフラインの強靱化や液状化対策などを推進すること。加えて、中核給油所などの災害対応型施設の周知を図ること。

また、大規模な地震等が発生した場合の避難・救助をはじめ、緊急支援物資の供給などの観点から、電柱倒壊による緊急輸送道路等の閉塞防止や橋梁耐震化、さらには啓開ルート上のり面崩落対策などを計画的に進めること。

一方、2019年10月に発生した台風19号（令和元年東日本台風）の豪雨においては、広範囲にわたり河川の氾濫（堤防の決壊・越流）やがけ崩れ等が発生し、多くの死傷者や住宅の全半壊、住宅浸水など、極めて甚大な被害が発生している。したがって、頻発・激甚化する水害に対応した抜本的な治水対策の構築はもとより、現在進めている河川改修、河床掘削や支障木伐採による浸水被害の軽減などの対策を加速すること。加えて、土砂災害防止については、急傾斜地崩壊対策や地滑り対策を推進することはもとより、土砂災害警戒区域の認知度向上や土砂災害警戒情報の精度向上など、避難行動を促進する取り組みの充実・強化を図ること。

2. 大分県税財政基盤の強化と経済の発展、地場・中小企業における経営基盤の強化

改訂を行った長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」の推進にあたっては、実効性を担保する観点から産官学金労言の枠組みを維持し、地域の多様な意見が反映される体制でのPDCAサイクルを通じ、不断の見直し・補強を行うこと。

また、2020年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため、緊急的な財政措置が必要となったが、今後は、経済活動等の縮小・停滞による税収への影響も懸念される。税財政のバランスを含めた中長期的な財政運営の客観的な評価を行うこと。

3. 子育て支援の強化

子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に則り、子どもの貧困対策推進計画について、国、市町村と連携し取り組むとともに、新たな計画の策定・改訂にあたっては、これまでの施策の実施状況や効果等を十分に検証したうえで、指標及び目標値を設定し取り組むこと。

また、各種手当等の支給や貸付金等、経済的支援の拡充について検討すること。さらに、子どもの居場所づくりの観点から「子ども食堂」の取り組みについても、公的支援の継続はもとより拡充について検討すること。

4. 人権を尊重する社会づくりの推進

あらゆる人権問題の解決に向け、各市町村における人権施策の取り組み格差を解消するために、市町村が実施する啓発活動を引き続き支援すること。その際には、人権施策の取り組みが充実している他県の取り組み事例も参考にすること。

また、公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会をはじめ、部落解放や人権の確立を求める様々な外部団体との連携を強化し、学校や企業、地域における啓発活動をさらに推進すること。

5. 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が県内の社会・経済活動に多大な影響を与え働く者の生活基盤を脅かすこととなった。今回の感染症への対応等について、「経済・産業」、「雇用・労働」

「教育」「人権」など、様々な観点で十分な検証を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の第2波はもちろん新たな感染症発生を想定した万全な体制整備を行うことが必要である。特に下記項目について対応を検討すること。

① 県内企業の今後の事業活動においては、新型コロナウイルス感染拡大防止との両立が求められ、産業・業種によっては事業のあり方や働き方を大幅に見直す必要性が生じる可能性があることから、事業者が必要な対策を講じるための継続的な支援を行うこと。

② 今回の新型コロナウイルス感染症が拡大した中国、イタリア、アメリカなどにおいては、感染拡大時の医療機関の対応の脆弱性が明らかになっていることから、これら教訓を踏まえ、PCR検査のための試薬や機械、病床や検査技師の確保など、医療機関の体制整備はもちろん、他県との連携強化などを含め十分な対策を検討すること。

加えて、医薬品、消毒液、防護服、マスクなど感染症発生時に必要な備品の備蓄について充実するとともに、医業収益が大幅に減少している医療機関に対して活用できる助成金や補助金など検討すること。

以 上

大規模災害に関する事項について

1. 大規模災害発生に備えた防災・減災対策の充実

1) 地域における高齢者、女性、子どもも含めたコミュニティづくりを推進することで、平時から「顔の見える関係」を構築し、災害発生時の助け合いにつなげていくこと。具体的には、地域における防災訓練の実施率が約8割にとどまっていることから、未実施組織への働きかけを強化するとともに、自主防災活動の更なる活性化に向けて、防災士、消防団、自主防災組織、福祉などの専門職等との連携強化を図ること。あわせて、自力避難困難者への「個別計画」の作成の促進をはかること。

また、防災士不在の地域解消に向け、地域の特性等も踏まえながら防災士の育成を促進すること。加えて、市町村ごとの災害ボランティアネットワークの拡大・強化を図るとともに、社会福祉協議会と連携を図り、災害発生時のボランティア受入れ拠点となる災害ボランティアセンターを設置・運営する人材の育成を行うこと。

一方、県内集落の1/3が小規模集落となっていることを踏まえるならば、地域における避難所や防災施設の設置などを検討するとともに、中山間地等の集落において災害発生時に孤立することのないよう、その解消に向けた対策を講じること。

2) 近年、頻発化・激甚化している水害や土砂災害への対応については、過去の経験から想定される対策のみならず、今後、起こりうる豪雨等の気象現象にも対応できる抜本的な治水対策等が求められている。

具体的には、2019年9月に発生した台風15号では、千葉県において大規模停電が発生し、日常生活に欠かせない石油・電力・ガス・水道・交通インフラなど地域の生活や経済社会を支えるライフラインの重要性を改めて認識させられたところである。したがって、これらライフラインの強靱化や液状化対策などを推進すること。加えて、中核給油所などの災害対応型施設の周知を図ること。

また、大規模な地震等が発生した場合の避難・救助をはじめ、緊急支援物資の供給などの観点から、電柱倒壊による緊急輸送道路等の閉塞防止や橋梁耐震化、さらには啓開ルート上ののり面崩落対策などを計画的に進めること。

一方、2019年10月に発生した台風19号（令和元年東日本台風）の豪雨においては、広範囲にわたり河川の氾濫（堤防の決壊・越流）やがけ崩れ等が発生し、多くの死傷者や住宅の全半壊、住宅浸水など、極めて甚大な被害が発生している。したがって、頻発・激甚化する水害に対応した抜本的な治水対策の構築はもとより、現在進めている河川改修、河床掘削や支障木伐採による浸水被害の軽減などの対策を加速すること。加えて、土砂災害防止については、急傾斜地崩壊対策や地滑り対策を推進することはもとより、土砂災害警戒区域の認知度向上や土砂災害警戒情報の精度向上など、避難行動を促進する取り組みの充実・強化を図ること。

3) 水害リスクと避難行動に関する情報を網羅する「洪水ハザードマップ」が、住民の避難時により有効的に活用されるために、住民一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせ、いつ、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した個人毎の防災行動計画である「マイ・タイムライン」の普及について取り組むこと。

4) 大規模災害に迅速かつ的確に対応するためには、被害状況の速やかな把握は不可欠であり、また、外国人を含め県民が的確に判断し行動するためには、災害状況等の情報を迅速かつ確実・正確に伝達することが求められる。近年の情報通信技術等の発達を踏まえ、ドローンやAI、IoTを活用した災害発生時の状況把握や情報分析はもとより、情報伝達におけるICTの重要性はますます高まっていることから、さらなるICTを活用した情報提供の充実・強化に努めること。また、情報を受信する側への対策として、携帯電話等の通信機器の電源確保を行うこと。

5) 河川における不法係留船舶の対策として、大分県は「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例」を平成31年に施行し、佐伯市「中川および中江川」と大分市「裏川」を重点的撤去区域として指定したところである。引き続き、これらの区域の対策について取り組みを推進するとともに、さらなる重点的撤去区域の指定拡大について対策を講じること。

とりわけ、河口周辺の護岸にある不法係留船舶については、南海・東南海地震に伴う津波襲来時に護岸を損傷させることに加え、護岸を超える津波が襲来した場合には、船舶自体が漂流物となり人命・建物等に危害を加えることが懸念されることから、船舶の適正管理といった観点から船舶所有者へ撤去を強く求めることはもちろん、従わない場合を想定し行政による対応も検討すること。

1. 経済・産業政策

1. 大分県税財政基盤の強化と経済の発展、地場・中小企業における経営基盤の強化

1) 改訂を行った長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」の推進にあたっては、実効性を担保する観点から産官学金労言の枠組みを維持し、地域の多様な意見が反映される体制でのPDCAサイクルを通じ、不断の見直し・補強を行うこと。

また、2020年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため、緊急的な財政措置が必要となったが、今後は、経済活動等の縮小・停滞による税収への影響も懸念される。税財政のバランスを含めた中長期的な財政運営の客観的な評価を行うこと。

2) 地域金融機関が地域密着型金融としての役割を發揮し、事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行うこと。

加えて、県内すべての企業の将来にわたる産業維持の観点で、企業に対する優遇措置など継続的な支援を行うこと。

なお、県・市町村が企業を支援する際は、対象企業が継続的に雇用環境の改善や地域社会に貢献すること等について条件を加えることを検討すること。

3) 県内経済や雇用を支える中小企業・地場産業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援なども含めた総合的な支援体制を構築すること。

4) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現はもちろん、すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正などの取り組みを強化すること。

また、労働基準関係法令違反の防止に向けて、下請取引や工事委託契約において下請法や建設法に定められた公正取引の遵守を適切に監視するとともに既存の通報制度について関係者への周知を徹底すること。

5) 食品産業は、県内すべての市町村に存在し事業所数・従業員数ともに製造業に占める割合が1位であり、雇用の拠点機能を有する中核産業である。こうした中で、食品衛生法の改正に伴うHACCPに沿った衛生管理について小規模事業者においても2021年6月までの導入が義務付けられており、その取り組み支援を行うこと。

また、近年はイスラム圏からの留学生や観光客も増加していることから、ハラル認証に関わる学習会等の開催をはじめ県内加工食品事業者に対するハラル認証取得の支援を行うこと。

2. ものづくり基盤と人材育成の強化

1) 「ものづくり県大分」の地域経済活性化のカギを握るのは、ものづくり産業であり、とりわけ、その大部分を占める「中小地場ものづくり企業」の活力発揮は必要不可欠である。ものづくり技術・技能の維持強化、人材育成強化とその支援などを進め、とりわけ、県内で学んだ「ものづくり人材」の県内就職・定着に向けた実効の上がる支援を強化すること。

3. 地域経済の活性化と雇用創出・まちづくりの推進

1) 大分県におけるインバウンドは、大半が韓国や中国を中心としたアジア地域となっていたが、昨秋のラグビーワールドカップ開催中は欧州等から予想を上回る来県があった。

ラグビーワールドカップ開催の成功を一過性のものとすることなく、温泉・食・自然・歴史等の観光資源に更に磨きをかけることはもちろん、広く世界に発信すること。

また、国際線の路線拡大や多言語化等の受入れ体制の充実をはじめとした県内観光産業の支援を強化すること。とりわけ、Wi-Fi環境の充実については、利用者の満足度を把握したうえで整備を進めること。

2) 地域経済の活性化に向けた創業支援にあたっては、アフターケアを含め、「おおいたスタートアップセンター」における創業支援の充実はもちろん、県内大学等の留学卒業生ネットワークを活用した海外からの起業呼び込みについて強化すること。

2. 雇用・労働政策

1. 雇用の安定と創出策の強化

- 1) 大分県地域経済の活性化に向け、雇用機会不足地域や過疎等地域を支援するために創設された「地域雇用活性化推進事業」の活用をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組みを支援すること。なお、事業の検討・運営に関する協議会等へ労働者の代表を参加させること。
- 2) 県内企業数の約9割近くを占める小規模事業者において経営者の高齢化、後継者不足等により「休廃業・解散」による事業継続の断念が増加傾向にある。「事業引継ぎ支援センター」との連携強化はもちろん関係団体や金融機関とも連携をはかりながら有効な支援策を講じること。
残念ながら「廃業・解散」となった場合には、対象者に対する支援の周知徹底と再就職希望者に対する支援を強化すること。

2. 職業能力開発施策の推進

- 1) 障がい者・ひとり親家庭の親などの居住地近隣での職業訓練機会の拡充や、在職者の自己啓発・職業能力開発を促進するための「働き方改革」を通じた労働時間の短縮や有給の教育訓練休暇を付与する事業主への支援など、雇用形態や企業規模、在職・離職の違いにかかわらず、すべての働く者が職業能力を最大限に開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことが可能となる施策を講じること。
- 2) 障がい者雇用については、明確な数値目標を掲げたうえで、特に障がい者の受入れ実績のない「雇用ゼロ企業」に対し、採用・職場定着に関する相談や職場実習の受け入れ支援、職場適用援助支援など、雇用前後の支援を強化すること。
また、希望する障がい者が主体的にキャリア形成できる職業訓練や職場環境のコンサルティングなどの支援を強化すること。

3. 行政改革

1. 地方税財政の確立

- 1) 新型コロナウイルス感染症に関わる特別定額給付金によりマイナンバーカードが注目を浴びることとなった、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正はもちろん、制度の普及に繋がる策を講じること。
あわせて、税務行政体制の効率化と個人情報の保護体制を強化すること。

2. 公契約の適正化

- 1) 公契約の金額は競争入札によって決定されるが、昨今の厳しい財政状況を背景とした発注側の公契約のコストダウン圧力と受注側の過当競争が相まって、受注価格の低下が続き、結果として中小企業等の労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招いている。このままでは、公共サービスの質の低下を招き、さらに県民生活の安心・安全性の低下につながってしまう悪循環が生じることとなる。

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の労働諸条件、適正な取引関係の確立の観点から、制定に向けた公・労・使代表による懇談会の設置など他県の状況を参考とする中で公契約条例を制定すること。

4. 食料・農林水産業政策

1. 農林水産業政策

- 1) 農林水産業の成長産業化に向けて、食品などの生産・加工・流通過程で付加価値を高めていく連鎖（バリューチェーン）の構築や、各段階の技術力の向上を通じた食品の安定的な供給を推進するとともに、食を通じた健康寿命の延伸に資するサービス分野などへの新たな市場を創り出すための環境を整備すること。

また、新規就業者が継続して事業に取り組めるよう、定着率の向上のための支援策を強化すること。

- 2) 地球温暖化対策の面において近年注目をされているブルーカーボン（海洋生物によって吸収・貯蓄される炭素）による良質な漁場の確保に向けた海藻藻場の再生の取り組みを進めること。
- 3) 戦後の拡大造林政策による人工林が利用時期を迎えていることから需要拡大に取り組むとともに、森林環境譲与税を活用した未整備区域の森林整備の際に必要な路網整備を進めること。
- 4) 新型コロナウイルス感染症拡大により、農産物や食品の輸出制限を実施する諸外国の動きがあるが、食料の安定的な供給確保の観点で日本の食料自給率は先進7カ国で最低水準にある。県としての食のサプライチェーン再構築に向けた対策を講じること。

5. 福祉・社会保障政策

1. 医療、医療保険制度の抜本改革

1) 大分県が策定した「地域医療構想」並びに「大分県医療計画」に示す二次医療圏域において、圏域ごとに公平な医療サービスを確保する必要性から、大分県内の地域によって偏在が生じることのないよう、医師、特に小児科や産婦人科の医師不足が顕著である地域について、引き続き医師確保のための財源の確保はもとより、退職した医師の復職や県外で勤務する医師のUターン勤務を促進するための情報発信・相談支援等について取り組みを強化すること。

2) 看護職の不足解消に向けて、各医療機関との連携のもと、看護師修学資金貸与制度の拡充など、看護系学校を卒業した看護職の県内就業のための対策に引き続き取り組むこと。

3) 公立・公的病院は、地域の中核病院として、特に災害時の拠点やへき地医療、周産期医療および小児医療の担い手としての役割を果たす必要があることから地域における医療体制の拠点として体制整備が果たせるよう、医師確保や財政面を含めた支援を引き続き行うこと。

また、厚生労働省から公立・公的病院の再編・統合を議論するために公表された病院で、大分県において対象とされた病院について、各自治体と連携し、安易に不採算医療の診療科目の見直しや再編・統合をすることのないよう必要な支援を行うこと。

4) 国保制度が安定的に運営されるよう、県と市町村との意思疎通の徹底をはじめ、国に対しては、追加の財政支援等、必要な措置を引き続き求めていくこと。保険料については、健康寿命日本一を掲げる県の施策を引き続き推進し、被保険者の負担が増えることのないよう医療費の抑制に向け、健康づくりの推進や頻回受診や重複投与の是正および後発医薬品の使用促進などの取り組みに努めること。

また、予防医療に重点を置くという観点から、特定検診・特定保健指導の実施率向上をはかるため、事業主に対して非正規雇用労働者を含め、特定検診・特定保健指導を受ける際に就業上の配慮を徹底させるよう指導すること。

2. 高齢者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

1) 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の必要数試算では今後も介護関連の従事者の不足が拡大することが想定されており、介護職員の人材確保が喫緊の課題であることから、介護サービス事業所及びすべての福祉施設における介護労働者の雇用・労働条件の改善に向け、労働関係法規の周知や遵守の徹底など、引き続き取り組むこと。

また、新卒者を含めた若者の雇用確保と潜在介護福祉士などの復職支援のため、離職した介護福祉士の資格等取得者の届出制度の周知徹底や研修制度の整備に取り組むこと。

さらに、今後増えることが想定される外国人介護就労者の勤務環境・労働条件の改善のための施策にも取り組むとともに、暴行や脅迫による実習の強制や事業所がパスポートを保管するなどの人権侵害を防止することに関して、受け入れ施設への指導強化に努めること。特に在留資格「介護」または「特定技能」で働く外国人労働者については、賃金・労働条件が労働関係法規に違反している、または社会保険に加入させていない場合は、事業者指定の取り消しなども含めて厳正な指導監査を実施するとともに、当該事業所で雇用されていた者の継続的な就労機会を確保すること。

2) 有料老人ホームをはじめとするすべての高齢者福祉施設について、入居者が安心して療養できるよう、充足した職員体制でのサービス提供に向け引き続き指導を行うこと。

また、利用者への身体拘束や虐待などハラスメント防止のための指針の整備や研修を行うよう、さらには感染症拡大防止のための厚生労働省の「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」の施設への周知および日頃から対策を講じるよう施設に対して指導を行うこと。

3) 大規模災害が発生した場合に備え、福祉施設・病院等の入所・入院中の要援護者に対する安全確保等、施設への指導を引き続き行うとともに、地域ごとに想定される災害の規模に見合う数の福祉避難所の設置について今後も取り組みを進めること。

また、避難所の感染症対策として、感染防止および発生時の対策ガイドラインの作成や食料、燃料、医薬品等の十分な備蓄について市町村と連携し取り組むこと。

4) 介護保険料については、制度創設以来、依然として上昇傾向にあり、保険料の市町村間でその差額もますます大きくなっており、被保険者の負担が増大している。今後も介護保険料および利用者負担額の増大が懸念されることから、市町村と連携し、効果的な対策を講ずるとともに、保険料については負担割合等制度の見直しに向け、引き続き国へ要請すること。

3. 子育て支援の強化

1) 安心して働きながら子育てが出来る様、待機児童並びに親が求職中や認可保育園に入れず認可外に預けている児童等いわゆる潜在的な待機児童の解消に向け、引き続き市町村と連携して取り組むとともに、具体施策を進めるためには、保育所等の職員の確保も必須であることから、保育士の処遇改善と勤務環境改善に向け、積極的な対応を図ること。

また、保育士確保のための施策として離職した保育士を対象とした各種助成制度の継続および拡充を行うこと。

さらに、本年度よりスタートしている「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期計画）」の評価を今後行うとともに、広く県民のニーズに応えられるよう内容の充実に努めること。

2) 市町村が実施する放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業等について事業の拡充と質の向上のための支援や人材確保のための取り組み支援に引き続き取り組むこと。

3) 子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に則り、子どもの貧困対策推進計画について、国、市町村と連携し取り組むとともに、新たな計画の策定・改訂にあたっては、これまでの施策の実施状況や効果等を十分に検証したうえで、指標及び目標値を設定し取り組むこと。

また、各種手当等の支給や貸付金等、経済的支援の拡充について検討すること。さらに、子どもの居場所づくりの観点から「子ども食堂」の取り組みについても、公的支援の継続はもとより拡充について検討すること。

4. 障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

1) 障がい者の雇用を促進するため官民間問わず雇用における「合理的な配慮」について引き続き関係機関と協力して取り組むこと。また、支援学校卒業生の就職については、職業安定法により学校による公共職業安定所業務の分担として、職業紹介や就職後の指導を行うこととされており、現在、卒業後1年は支援学校、2年目、3年目は普通学校で「チャレンジ雇用」の取り組みなどが行われている。就職までの指導の状況、就職の状況について把握するとともに、4年目以降の一般就労の状況把握と就労後の相談体制の確立など、継続して働き続けられる環境づくりを進めること。

6. 男女平等政策

1. 男女平等社会実現の取り組み

1) 「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会に向けて取り組みを進めているが、本プランは2020年度が最終年度となっていることから、これまでの取り組み実績やその評価を行なうとともに、引き続き、継続的な取り組みを推進すること。

2) すべての働く者が安心して仕事と育児や介護等を両立できる環境整備を行うこと。特に、「おおいた働き方改革」共同宣言でも掲げている男性の育児休業取得率の向上について取り組みの促進を図ること。

また、妊娠・出産・育児、介護などを理由として退職した労働者の再就職を支援する施策の周知と拡充をはかること。とりわけ、妊娠・出産を機に退職する割合が多い女性に対する取り組みを強化すること。

7. 人権政策

1. 女性、子どもの人権を冒涇する性の商品化や暴力を許さない社会づくりの推進

1) 高齢者や障がい者、女性や子どもに対するあらゆる暴力（性犯罪、ストーキング、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDV等）の根絶・防止に向け、引き続き、広く県民に対する広報・啓発活動に取り組むこと。特に後を絶たない児童虐待については未然に防ぐためにも、あらゆる段階で通報出来るよう関係機関に対し指導・協力を行うとともに、あらゆる機会を利用し、オレンジリボン運動の推進をはかること。

また、それぞれの事案に対応した相談体制の強化に向けて、適正な人員配置はもとより継続雇用のための体制整備ならびに専門職を配置するなど一層取り組むとともに、女性が相談しやすい体制づくりの推進に向け、女性相談員の配置について一層取り組みを強化すること。

2. 人権を尊重する社会づくりの推進

1) 今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医療従事者や運送関係の家族が差別を受けるなど、現在も多くの差別事象が発生している実態を重く捉えるとともに、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、法の周知と部落差別撤廃を主要な課題として、「大分県人権尊重施策基本方針（大分県人権施策基本計画改訂版）」の着実な推進に向け引き続き取り組みを進めること。

2) あらゆる人権問題の解決に向け、各市町村における人権施策の取り組み格差を解消するために、市町村が実施する啓発活動を引き続き支援すること。その際には、人権施策の取り組みが充実している他県の取り組み事例も参考にすること。

また、公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会をはじめ、部落解放や人権の確立を求める様々な外部団体との連携を強化し、学校や企業、地域における啓発活動をさらに推進すること。

3) 人権尊重の社会をつくるために独立性と実効性を確保した人権救済体制の確立および人権侵害被害者の保護の観点から相談体制の充実はもとより、救済すべき事案が生じた場合の実効的な人権救済機関との連携協力関係の強化を図ること。併せて、より実効性のある人権救済制度の確立について引き続き国に要請すること。また、戸籍・住民票の不正取得を防止する観点から、県内全市町村において導入した「事前登録型本人通知制度」について、広く県民に対して周知徹底を図り、登録の推進に努めること。

さらに、昭和23年に制定された旧優生保護法のもと、優生手術が行われた方の実態の把握や検証はもとより、救済措置等早急に施策を講じること。

4) 就職差別の撤廃に向けては、引き続き、採用を行う企業に対し、各種統一応募用紙の使用について徹底していくこと。加えて、採用選考の際には、就職差別につながるような身元調査を行わないよう働きかけること。

また、求職者に対しては、引き続き、ハローワークにおいて、違反事例に関するリーフレットを配布することなどによって周知していくこと。あわせて、高等学校においては、公正選考に向け、引き続き、就職試験受験者アンケートの取り組みを徹底していくこと。

8. 教育政策

1. 教育行政のあり方

1) 豊かで行き届いた教育を実現するため、今後も引き続きより多くの地域に赴き、地域・保護者・子どもの声はもとより、学校長をはじめ、広く現場の教職員の声を聞くこと。そのうえで、寄せられた要望については、積極的に教育行政の施策と予算の配分について反映させること。

2) 子どもたちが安心して教育を受けられる環境を保ち続けるといった観点から下記内容について市町村と連携し取り組むこと。

① 学校は、地域コミュニティの核として位置づけ、行政改革を理由とした画一的な統廃合を行わないこと。特に高校ならびに特別支援学校の再編整備・統合に関しては、進学における家庭の影響（遠距離通学・下宿）が起こりうるため、引き続き地域住民、保護者、学校現場の声を充分反映させるとともに、これまでの再編整備・統合により、遠距離通学となっている子どももいる実態を踏まえ、「通学費等奨学金」の金額設定や適用人数についてさらなる拡充を行うこと。

また、給付型への移行について、引き続き検討を行うこと。

② 学校は、避難所としての性格等も有していることを踏まえ、必要な改修を行うこと。

③ これまで行ってきた学校統廃合によって惹起している問題点に対して必要な対策を早急に講じること。

2. 子ども1人ひとりの学習権の保障と教育環境の整備

1) 教員が、学校現場において、子どもと向き合う時間を確保することにより、キメ細かい教育の実現へとつながるよう、少人数学級を推進すること。

- ① 県費負担教職員の増員
- ② 小学校1、2年生、中学校1年生の「下限」撤廃
- ③ 複式学級の編成基準については10人以下
- ④ 高校については学級編制基準を全日制で30人以下、定時制で20人以下また、定時制・通信制教育での学びを保障するための教育環境整備をすること。

2) 学力テストについては廃止するよう、国に対して要請していくこと。

また、廃止に至るまでの間、実施する学力テストについては、文部科学省からの通知にもあるように、児童生徒個々人のつまづきを把握し、今後の教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることなど、その本来の目的を果たすためのみに活用し、学校の序列化や過度の競争につながる結果の公表は行わないこと。

3) 社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる主権者教育について、確実にカリキュラム化したうえで意識の醸成に努めるとともに人権教育や男女共同参画社会を推進する観点から教育分野における教育・能力開発・学習機会を充実させること。

とりわけ、以下の項目について、引き続き取り組みを強化すること。

- ① 働くことの価値と働くものの権利を軸とした職業観の形成やワークルール（労働法等）に関する基礎知識について学び、すべての学校でこどもが勤労観・職業観を養えるよう取り組むこと。
- ② 社会参画意識を養うため、政治参加の重要性と意義について引き続き理解を深めさせること。
- ③ 進路選択、職業選択においては、男女職務分離の改善を念頭に置き、各人が主体的に選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような進路指導等を実施すること。
- ④ 教育課程においては、結婚や、出産・育児期、看護・介護等に直面しても働き続けることをサポートする各種制度があることや、あらゆる人権問題や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて、教育を通じて徹底すること。

4) 文部科学省による教材整備のための経費は令和2年度から10か年にわたり、単年度約800億円の地方交付税措置が講じられる予定であり、さらに学校図書館図書整備5か年計画にかかる財源も同様に地方交付税措置されるが、全額教材費・図書費に財源措置するよう、市町村・市町村教育委員会へ働きかけること。

また、教材費・図書費の財源については、義務教育費国庫負担金で措置するよう、国へ要請するとともに、県としても県立学校の図書館の整備・充実を図ること。

5) 専門かつ専任の司書教諭を配置することは、学習センターとしての図書館の活性化と活字離れが進む子どもたちを本の魅力に気づかせることへとつながることから、県内の全学校に配置するよう、また、すべての県立学校、市町村立学校に専任の学校司書を正規職員として配置するよう市町村と連携し取り組むこと。

- 6) いじめや災害および今回の新型コロナウイルス対策等、長期休業による子どもたちの様々なメンタルに関する問題は、長期的・継続的な関わりが必要であることから、引き続きスクールカウンセラーをすべての学校に常勤配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの配置についても引き続き市町村と連携して充実・強化を図ること。

3. 高校教育制度の見直し

- 1) 高校受験については、高校教育準義務化を見据え、定員内不合格を出すのではなく、様々な施策を行うことで希望する全ての子どもが高校に進学が出来るよう、取り組みを進めること。特に障がいのある子どもの高校進学に関しては、「障害者基本法」第16条に則り、障がい等を理由にした排除を行わず、県が率先して教職員の増員や施設改善など必要な支援策を講じ、すべての子どもが安心して高校生活を送れるようにすること。

また、障がいのある子どもなどが、別の方法で教育を行わざるを得ないという特別の理由がない限り、引き続き合理的な配慮により、普通学級に在籍して教育を受けられるインクルーシブ教育を推進すること。

- 2) 子どもの学びは、社会で支えるとの観点から、高校の授業料についての無償化と、大学生等に対する給付型奨学金と無利子貸与奨学金の拡大等について、引き続き全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通じ国に対して要請していくこと。

また、就学支援金支給対象生徒の申告漏れや高校生等就学支援金制度および授業料以外の教育費負担を軽減するために設けられた高校生等奨学給付金の受給対象となる生徒が受給し損ねることのないよう引き続き十分な対応を図るとともに、その他教育費に関する公的支援の拡充を行うこと。

4. 学校職場における労働安全衛生体制の確立

- 1) 労働安全衛生体制のもとでの安全衛生に関する取り組みが実効あるものとなるよう、労働安全衛生法に基づく研修を充実させることなどにより、引き続き管理職をはじめとする教職員の安全衛生に対する意識を向上させていくこと。あわせて、県内における教職員の現職死亡や病気による休職などが多いことから、教職員の心身の健康の確保に向け、引き続き、健康診断や相談体制等の充実を図っていくこと。

また、長時間労働の削減に向けては、職場の管理職の意識改革と加配を含めた予算の確保を行い、人員増などの対策のほかに、教職員の「働き方改革」を実現するため、教員が業務に従事している時間を「在校等時間」として客観的に把握できるようなシステムの運営に努めるとともに、休憩時間中の勤務やいわゆる「持ち帰り仕事」については、させないことはもとより、業務量の上限規制を行うなど、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針および計画を策定・実行すること。

5. 「教育の自由」の遵守

- 1) 平和で民主的な国家の形成は、教育の力によるものであることから、日本国憲法の理念のもと、教育の自由を守り、学校の自主性・主体性を尊重すること。とりわけ学校行事等に対する「日の丸」「君が代」の強制・押し付けは行わないこと。

9. 土地・土木・住宅政策

1. 安心・安全な社会とまちづくりの推進

1) 道路・河川・港湾など、これまでに整備された社会資本については、高度経済成長期以降に大量に整備されており老朽化が急速に進行している。これら社会資本は、県民の生活や社会経済活動に欠くことができないものであることから、厳しい財政状況の中にあっても、適切に維持・管理を行うことはもとより、橋梁等の耐震化を含め長期的な計画に基づき老朽更新を行っていくこと。

また、県営住宅についても、老朽化が進んでいることから、長寿命化を図ることはもちろん、需要を踏まえながら建て替えを行うこと。具体的な対応として、大分県は、2020年6月に「大分県公営住宅マスタープラン2020」をまとめたところであるが、本計画に基づき、エレベーター設置を含むバリアフリー化や、高齢化・核家族化・単身世帯の増加など、多様化する居住者の住宅ニーズを踏まえて、フローリング化や間取りの改善を行うこと。

2) 大分県では、すべての市町村において「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成27年施行）に基づき「空家等対策計画」を策定しているところであるが、適切な管理が行われていない空き家等による、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が大きいことから、市町村の取り組みを積極的に支援すること。

また、地域振興策の一環としての「空家」の利活用の観点から、UIJターン者向けの空家利用について、引き続き、取り組みを支援すること。

3) 人や物の流れを活性化し、産業や観光の基盤となる地域高規格道路の早期完成が望まれる。また、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念される中で、避難・救助をはじめ、緊急支援物資の供給等の観点からも、交通ネットワークの充実・強化は必須の課題となっている。このことを踏まえて、現在、整備が進められている中九州横断道路や中津日田道路の早期完成に向け、国及び関係自治体、関係機関と連携を図り取り組みを進めること。

あわせて、現在、取り組みを進めている東九州自動車道、宇佐別府道路、大分空港道路の4車線化については、速度低速、正面衝突事故の発生など定時性や安全性の確保はもとより、大規模災害時の復旧等を踏まえ、引き続き、積極的な取り組みを行うこと。

一方、大分自動車道については、霧などの悪天候によりたびたび通行止めが発生しており、県民生活や産業・観光面で支障をきたしていることから、霧対策の検討を進めるとともに、通行止め時の迂回対策を行うこと。

10. 環境・エネルギー政策

1. 地球温暖化防止策の推進

1) 近年、地球規模で多発している異常気象等について、地球温暖化による影響が懸念されている。大分県においては、「第4期大分県地球温暖化実行計画」を策定し、CO₂排出量の削減に向けて取り組みを進めているが、本計画も2020年度が最終年度となっていることから、これまでの取り組み実績やその評価をしっかりと行うとともに、国における地球温暖化対策計画等を踏まえ、引き続き、中長期的な視点に立った継続的な取り組みを推進すること。

また、具体的な取り組みにあたっては、業務部門における積極的な取り組みの推進はもとより、広く県民が参加する家庭部門における地球温暖化防止への取り組みも重要である。ノーマイカーデーや、エコ通勤割引制度の利用拡大を通じた公共交通機関の利用促進など、県民参加型の地球温暖化防止に向けた取り組みをはじめ、省エネルギー型製品の選択など、省資源・省エネルギーのライフスタイル・ワークスタイルの普及に取り組むこと。とりわけ、ヒートポンプ給湯器や家庭用蓄電池導入、LED照明などの高効率照明機器等への転換促進を図ること。

また、運輸部門における排出ガス削減に向けて、「信号情報活用運転支援システム(TSPS)」等の光ビーコンを活用したシステムの導入をはじめ、県内主要渋滞箇所の解消の取り組みを加速させること。

2. 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

1) 安定的・廉価な価格でのエネルギーの供給については、省エネによるエネルギー需要を抑制する一方、既存発電施設の有効活用等によって、エネルギー供給の増強を図る必要があることから、引き続き、国に強く要請を行うこと。

また、エネルギー全体のベストミックス構築に向けて、再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステム、水素エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用など、省エネ技術の開発・普及に努めること。

とりわけ、次代を担う産業の育成といった観点からも、地域や自然環境との調和に十分配慮しつつ、大分県の強みを生かした地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進ならびに関連機器・システムの開発販路開拓などに積極的な支援を行うこと。

加えて、水素エネルギーについては、九州唯一のコンビナートから発生する副生水素の活用など、大分県の特性を生かした水素サプライチェーンの構築支援と関連産業の育成に努めること。

2) 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、県民および県内産業に対する賦課金による負担が増大していることから、企業や国民負担の妥当性や納得性などを精査し、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しが行われるよう、引き続き国へ要請すること。

3. 水資源の有効利用と生活排水処理の整備促進

1) 「大分県生活排水処理施設整備構想2015」の初年度の取り組み評価および進捗状況の管理を確実にを行うとともに、生活排水処理率の向上にむけて、各種事業を一層推進すること。

また、各市町村における合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の普及に向けては、その進捗を把握しながら的確な指導を行うこと。

11. 交通政策

1. 持続可能な社会基盤としての交通・運輸体制の確立

1) 県内集落の1/3が小規模集落となっているが、地域公共交通は、住み慣れた地域に住み続けるために必要不可欠な社会インフラである。とりわけ、子どもの通学や自動車運転免許証を返納した高齢者の買い物・通院など、高齢者や障がい者の外出機会の保障とまちの活性化が必要であることから、各地域に応じた交通シビル・ミニマム(生活基盤最低保証基準)を示すことに加え、公共路線維持に向け市町村と連携して取り組むこと。

また、具体的な対応にあたっては、地域の実情に合わせたコミュニティバスや乗合タクシーの運行など、住民の生活交通の確保に努めること。

加えて、次世代モビリティサービス等の先端技術を活用した新たな交通手段確保に向けた検討を行うこと。

2) バス事業については、複数の市町村をまたぐ路線バス運行へ運航費を助成する「地方バス路線維持対策事業」および県民生活に必要な地域公共交通に対して助成する「生活交通路線支援事業」を引き続き行うとともに、事業の拡充を図ること。

あわせて、国庫補助対象基準を満たさない幹線バス系統の多くは、事業者の努力によって運航継続されているが、バスの運行は県民生活に必要な地域公共交通であることを踏まえ、助成対象基準の緩和について、引き続き国に強く要請を行うこと。

また、離島住民の生活を支える観点から、離島航路の維持に向けて事業者に対する助成を引き続き行うこと。

3) 鉄道事業について、駅の無人化による安全対策や、耐震化・バリアフリー化など利便性と安全性の向上に関する取り組みを、県・鉄道事業者・地元市町と連携しながら継続的に推進するとともに、必要に応じて事業補助などの対策を講じること。

2. 交通渋滞・通勤混雑解消対策の推進、交通の円滑化

1) 専用駐車場・荷捌施設の設置にむけ、条例による荷捌き駐車施設の設置の義務化、駐車場法の特例制度として規定された荷捌き駐車施設の集約化、住宅街における駐車規制の見直しなど、地域の実情にあわせて物流を考慮したまちづくりを推進すること。

併せて、駐車場・タクシー乗り場の他、主要駅での路線バス乗降場および貸し切りバスの駐車場整備などを推進し、車両と人の安全につなげること。

2) J R大分駅前南・北口ロータリーについては、駐停車禁止となっているが、駅利用者の降車用として一般車両の一時停車エリアが設けられている。しかし、J R大分駅利用者を迎えるために、とりわけ南口ロータリーにおいて長時間停車する一般車両が散見される。駅前ロータリーにおける違法駐車は、タクシー等の乗降者の妨げになり危険であるのみならず、県都大分の玄関口である駅前のイメージを著しく損ねていることから、違法駐車の指導・取り締まりを強化すること。

3. 県民生活の安心・安全の確保について

1) 省エネにも有益性が認められるLED式信号機の設置促進や、交通安全対策としての歩車分離式信号機の整備を推進すること。その際、地域住民等からの意見・要望を待つのではなく積極的取り組みを展開すること。

加えて、交通事故減少の観点から時差式信号機への矢印表示化についても検討すること。

12. IT政策

1. IT利活用のための整備

1) 公衆無線LAN（無料Wi-Fi）については、共通認証や認証連携などを活用することで施設の拡充を推進するとともに、現状の通信速度を評価し、利便性の向上に取り組むこと。特に、市街地中心部での速度低下等が見受けられる状況があることから、エリアごとに検証すること。関連して、セキュリティ強化を図るとともに、セキュリティ対策についての情報を発信すること。

また、2019年ラグビーワールドカップ2019日本大会開催時における来県者、とりわけ外国人観光客の利用実態やユーザー反応等を検証し、県のインバウト誘致戦略や大規模イベント時に対応できるよう利活用すること。

2) 県民の安心・安全や個人情報の保護等を基本としつつ、ICTやIoTの利活用の促進に向けた各種制度の規制・ルールを整備すること。とりわけ、将来にわたり安心して暮らすための基盤である「健康・医療」や「環境・エネルギー」「防災・減災」等の分野についてはICTの積極的な活用を推進すること。

また、離島や中山間地域など条件不利地域における基地局・光ファイバー網などの通信基盤を整備・更新するための必要な財政支援を行うこと。

3) 地方自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題の解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、その導入と行政サービスへの活用を検討すること。

また、地元企業に対しても導入促進に向けた対応を行うこと。

13. 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が県内の社会・経済活動に多大な影響を与え働く者の生活基盤を脅かすこととなった。今回の感染症への対応等について、「経済・産業」、「雇用・労働」「教育」「人権」など、様々な観点で十分な検証を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の第2波はもちろん新たな感染症発生を想定した万全な体制整備を行うことが必要である。特に下記項目について対応を検討すること。

- 1) 新型コロナウイルス感染症拡大に関わる市町村における個人事業主への各種支援について、「代表者の住所と事業所の所在地が当該自治体内」との要件が障害となり、対象とならないケースが生じている。県内経済を支えているとの観点で県が主体となって市町村と連携し対応を行うこと。
- 2) 県内企業の今後の事業活動においては、新型コロナウイルス感染拡大防止との両立が求められ、産業・業種によっては事業のあり方や働き方を大幅に見直す必要性が生じる可能性もあることから、事業者が必要な対策を講じるための継続的な支援を行うこと。
- 3) 新型コロナウイルス感染症拡大により、医療現場はもちろん様々な分野で社会を支えるエッセンシャルワーカーが注目されることとなったが、感染リスクがある中で差別的発言やクレームを受ける等の実態が伝えられており、差別抑止のための広報を強化すること。また、多くのエッセンシャルワーカーの処遇は低位にあることから、当該企業や組織・団体等に対し感染防止策を講じることはもちろん処遇改善に向けた働きかけや支援策を講じること。
- 4) 今回の新型コロナウイルス感染症が拡大した中国、イタリア、アメリカなどにおいては、感染拡大時の医療機関の対応の脆弱性が明らかになっていることから、これら教訓を踏まえ、PCR検査のための試薬や機械、病床や検査技師の確保など、医療機関の体制整備はもちろん、他県との連携強化などを含め十分な対策を検討すること。
加えて、医薬品、消毒液、防護服、マスクなど感染症発生時に必要な備品の備蓄について充実するとともに、医業収益が大幅に減少している医療機関に対して活用できる助成金や補助金など検討すること。
- 5) 大規模災害や感染症発生など緊急時における看護師の院内感染等対策として必要なマスク・ゴーグル・防護服等の備蓄について充実するとともに、今回の新型感染症など看護師の多くが感染した場合や非常時における診療対応施設となった場合の代替看護体制の確立について取り組むこと。
- 6) 今回の新型コロナウイルス感染拡大対策として、保育園は登園可能であったが、地域によっては幼稚園が休みとなったため、放課後児童クラブでの対応が緊急的となったことから、受け入れ人数の問題や人員不足など様々な課題について、事前に緊急時対策を定めるとともに、おおい子ども・子育て応援プラン（第4期計画）への反映も検討すること。

14. その他

1. 投票しやすい環境の整備

- 1) 近年の憂慮すべき投票率低下の状況を踏まえ、投票者の利便性と投票率向上の観点から施設側からの公募を積極的に行い、新たな投票所（期日前を含む）を設置すること。

以 上